

一般社団法人日本心身医学会認定医療心理士制度規程

第1条 目的

- 1 医療心理士としての広い知識と鍛練された技能を備えた心理士を社会に送り、一般の人々がより良質の医療心理学及び心身医学の恩恵を受けられるように社会に貢献し、併せて心身医学の普及向上を図る。
- 2 医師の包括的ないし直接的な指示下で、医療における臨床心理活動を行う者を「日本心身医学会認定医療心理士」（略称：医療心理士）として認定する。
- 3 上記目的達成のため、日本心身医学会（以下「学会」という。）は日本心身医学会認定医療心理士制度を発足させ、試験により相当の技量を有すると判定された心理士を「医療心理士」として認定する。

第2条 医療心理士の受験資格

- 1 医療心理士資格の受験者は公認心理師の資格を持ち第2条3項を満たし、日本心身医学会コ・メディカルスタッフ認定制度委員会（以下「委員会」という）の審査及び承認を経た者とする（註1）。
- 2 研修診療施設
次の条件を具備したものであること
 - 1) 学会認定の指導医もしくは認定医が1名以上常勤している、もしくはそれに準じる医師の勤務する診療科。
 - 2) 上記以外の施設においては学会認定制度委員会の審査を経て、理事会で承認されたもの。
- 3 医療心理士試験の受験条件
以下のすべてを満たすこと。
 - 1) 臨床経験を要すること。そのうち、第2条2項の研修診療施設において、常勤の場合は2年以上、非常勤（週15時間以上の勤務）の場合は3年以上の臨床研修を受けていること。
 - 2) 学会会員歴2年以上であること。
 - 3) 心身医学に関する学会発表1回以上、かつ、心身医学に関する学術論文1編以上。
（本学会での発表、学会誌における投稿論文を原則とするが、他の学会でも可とする。ただし、発表は申請者本人を原則とし単なる連名者でないこと、論文は単なる連名者でないこと）または、心身医学会総会又は地方会に3回以上出席していること。
 - 4) 日本心身医学会学術大会（支部、関連する他学会を含む）で開催された心身医学に関する講習会、又は委員会が指定する学術プログラム、学会が主催する認定医療心理士講習会を2回以上受講していること。（細則は別に定める）
 - 5) 原則として、学会で定めたガイドラインに沿って研修していること。
- 4 受験の手続き

研修を修了した者で認定を希望する者は、所定の医療心理士申請書に次の書類を添えて受験を申請する。

- 1) 公認心理師登録証(コピー)。
- 2) 研修診療施設長の研修修了証明書。
- 3) 第2条3項の3)・4)・5)を証明する書類等。
- 4) 公認心理師資格を持たない者は、現任者講習会修了書のコピー(現任者の経過措置期間終了まで)、または大学あるいは大学院で心理学系を専攻した者はその卒業証明書又は修了証明書、及び別表に定める「医療心理士試験の受験のために修得しておくべき科目」の履修を証明する単位取得証明書又は成績証明書等の書類。

第3条 試験及びその方法

1 試験委員会

委員会委員に加え、学会専門医・認定医、又は代議員である心理会員から、専門別・地域別を考慮し選定し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 試験は、書類審査、筆記試験及び面接試験により行う。

第4条 医療心理士の認定

- 1 試験に合格し、理事会で承認された者を医療心理士として認定する。

- 2 医療心理士として認定された者に対して、学会は「一般社団法人日本心身医学会認定医療心理士」の証書を授与する

第5条 運営機関

- 1 この制度の運営は委員会が担当する。

- 2 委員会は理事会において、理事及び代議員及びそれに準ずる者から委員若干名を選出して構成する。

- 3 委員会内に次の委員を置く。

委員長（総括）、事務担当委員、試験担当委員長、講習会担当委員長。

第6条 資格の取り消し

学会を退会した際には、医療心理士の資格を失う。また、医療心理士として不適当と認められた際に、委員会の審議を経て、理事会において医療心理士資格を取り消されることがある。

第7条 要項の変更

この要項の変更は委員会において検討し、理事会の承認を得て行う。

(平成16年11月30日制定)

(平成19年3月30日改正)

(平成21年7月29日改正)

(平成31年3月31日改正)

別表

医療心理士試験の受験のために履修しておくべき科目

- ①基礎科目群：基礎心理学（心理学概論、心理学史、行動科学等）、心理学研究法、心理学基礎実習・演習、等
- ②発展科目群：学習心理学、教育心理学、発達心理学、比較心理学、人格心理学、社会心理学、臨床心理学（原論、倫理論、関連法規等）等医療心理士試験の受験のために履修しておくべき科目

履修が望ましい科目

- ③ 医療心理学科目群：大脳生理学、心身医学、精神医学、精神保健等

(註1) 既存の心理職者においては、公認心理師受験に係わる経過措置期間中（2022年9月14日まで）は公認心理師受験資格を得た者にも第2条第1項を適用する。または、大学あるいは大学院で心理学系を卒業・修了した証明書及び別表に定める「医療心理士試験の受験のために修得しておくべき科目」の履修を証明する単位取得証明書又は成績証明書等の書類を提出し、委員会の審査を経て承認された者にも第2条第1項を適用する。